

れ い わ ね ん ど し じ ょ う な わ て し
令和 7 年度 四 條 畷 市

と く て い き ょ う い く ほ い く し せ つ と う り ょ う あ ん な い
特定教育・保育施設等利用のご案内

目 次

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1. はじめにお読みください…1P | 10. 幼児教育・保育の無償化について…15P |
| 2. 保育施設とは…3P | 11. 企業主導型保育事業…15P |
| 3. 支給認定区分等について…3P | 12. 特定教育・保育施設等の位置図…16P |
| 4. 申込から利用までの流れ…5P | 13. 特定教育・保育施設等の実施状況等…17P |
| 5. 保育施設等(2・3号認定)申込受付について…6P | 14. 特別保育について…19P |
| 6. 保育施設等の申込に必要なもの…8P | 15. 特定教育・保育施設等の連絡先…21P |
| 7. 利用にあたっての注意事項…9P | 16. Q&A 入所に関するよくあるご質問…22P |
| 8. 保育士等の優先入所について…11P | ●別表 保育施設等入所選考基準指数表 |
| 9. 保育料(利用者負担額)について…12P | |



と あ
問 合 せ

し じ ょ う な わ て し せ い さ く か お お さ か ふ し じ ょ う な わ て し な か の ほ ん ま ち ば ん ご う
四 條 畷 市 こ ど も 政 策 課 大 阪 府 四 條 畷 市 中 野 本 町 1 番 1 号

だ い ひ ょ う
TEL 072 (877) 2121 〈代表〉

た わ ら ち く だ い ひ ょ う
田 原 地 区 か ら TEL 0743 (71) 0330 〈代表〉

1. はじめにお読みください



① 入所申込みについて

- ・ 申込書類に不足や不備がある場合は、申込みを受理できません。書類がそろった日を受付日としますので、ご注意ください。また、提出が遅れた場合は、次の選考の対象になります。
- ・ 申込みにあたり、事前に保育施設を見学されることをお勧めしています。見学については、直接、保育施設にお問い合わせください。
- ・ 各受付期間内の申込みの順番は選考基準に影響しません。（年度当初一斉受付終了後の随時選考を除く。）
- ・ 各選考で待機となった場合は、次の選考に引き継ぎますので、改めて申込みをする必要はありません。（現在待機となっている方も同様です。）
- ・ 世帯構成や就労状況等に変更があった場合や、申込みを取り下げる場合には、必ずこども政策課へご連絡ください。
- ・ 児童について、障がい等により特別な配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

② 入所について

- ・ 保育施設等入所選考基準指数に基づき、入所選考を行います。施設の空き状況等により入所をお待ちいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 入所は、原則、毎月1日付けです。

③ 育児休業取得中の方について

- ・ 育児休業明けで令和7年度途中の入所を希望される方は、令和6年11月1日から申込受付が始まる令和7年一斉受付一次選考から申込みが可能です。
- ・ 復職にあたり、保育標準時間に変更される場合は、手続きが必要です。（10P）
- ・ 復職後、直ちに「復職証明書」をこども政策課までご提出ください。復職が遅延する場合や復職の確認ができない場合は、内定の取消・退所となりますので、ご注意ください。

★育児休業の延長が可能な場合の取扱いについて

育児休業を延長し、育児休業給付金を受給するためには、1歳の誕生日時点で保育施設に入所できなかったことを証明する書類の提出が必要です。育児休業取得中の保護者の中には、延長が可能なため年度途中の入所を希望しない方もいらっしゃいます。

このため、育児休業の延長が可能で、他の申込者よりも後の順位付けでの利用調整を希望される方は、就労状況や世帯状況に関わらず指数を1点とし、他の申請者よりも後の順位付けで入所選考を行います。

ただし、著しく入所が困難になるため、内容をよくご理解いただいたうえで、「育児休業の延長が可能な場合の取扱いに関する誓約書」を入所申込時に提出ください。（8P）

また、待機証明書が必要な場合は、別途申請してください。

電子申請フォームから申請いただけます。



★育児休業明けの場合のならし保育の期間について

育児休業明けの入所の場合、ならし保育を利用できる期間が長くなるよう、入所月の翌月1日までに復職することとしています。

また、入所日については各月1日です。

(例) 6月1日が復職日の場合、5月1日から入所希望が可能

④ 求職活動中の方について

- ・ 求職活動中の方は、入所日から90日以内に勤務開始が必要です。「就労証明書」を提出してください。90日以内に就労できない場合や就労の確認ができない場合は、内定の取消・退所となりますので、ご注意ください。

～令和7年（2025年）度4月1日入所対象者年齢～

認定区分	年齢	生年月日
1号 2号	5歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日生
	4歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日生
	3歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日生
3号	2歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日生
	1歳児	令和5年（2023年）4月2日生～令和6年（2024年）4月1日生
	0歳児	令和6年（2024年）4月2日生～

四條畷市では、市内の子育て世帯を対象に、子育てに関するさまざまな情報を提供し、子育て支援につなげるため、「なわて子育て応援ブック」を作成しています。
市ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。



2. 保育施設とは

認可保育施設

とくていきょういく 特定教育・ ほいくしせつ 保育施設	にんてい えん 認定こども園	ほいく ひつよう じどう あず ほいくしよ ほいく ひつようせい 保育を必要とする児童を預かる保育所と、保育の必要性の 有無に関わらず児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を 併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
	ほいくしよ 保育所	しゅうろうどう かてい ほいく ばあい ほいく しせつ 就労等のため家庭で保育ができない場合、保育をする施設
	ようちえん 幼稚園	しょうがっこういこう きょういく きそ ようじき きょういく 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を 行う学校
ちいきがた 地域型 ほいくじぎょう 保育事業	かていきほいく しょうき ぼ ほいく 家庭的保育・小規模保育・ きょたくほうもんがた ほいく じぎょうしよない 居宅訪問型保育・事業所内 ほいく 保育	しょうにんずう たんい さいじ さいじ こ あず じぎょう 少人数の単位で、0歳児から2歳児の子どもを預かる事業

【四條畷市内の認可保育施設】

認定こども園 8園、保育所 3園、小規模保育施設 3園があります。

3. 支給認定区分等について

(1) 支給認定区分と利用先施設

認定こども園や保育所等を利用する際には、「子どものための教育・保育給付にかかる認定」を受ける必要があります。また、保育の利用にあたっては、2号認定又は3号認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定を受ける手続きは、利用申請と同じ書類で、同時に受け付けます。

しきゅうにんていくぶん 支給認定区分		りようさきしせつ 利用先施設
ごうにんてい 1号認定	こ まん さいいじょう ようちえんどう きょういく きぼう お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望 される場合	にんてい えん ようちえんぶぶん 認定こども園（幼稚園部分） ようちえん 幼稚園
ごうにんてい 2号認定	こ まん さいいじょう ほいく ひつよう お子さんが満3歳以上で、「 <u>保育を必要とする</u> <u>事由</u> 」に該当し、保育施設等での保育を希望される 場合	にんてい えん ほいくしよがぶん 認定こども園（保育所部分） ほいくしよ 保育所
ごうにんてい 3号認定	こ まん さいみまん ほいく ひつよう じゆう お子さんが満3歳未満で、「 <u>保育を必要とする事由</u> 」 に該当し、保育施設等での保育を希望される場合	にんてい えん ほいくしよがぶん 認定こども園（保育所部分） ほいくしよ 保育所 ちいきがたほいく しょうきぼほいくしせつどう 地域型保育（小規模保育施設等）



(2) 保育を必要とする事由（2・3号認定）、保育必要量（保育施設・事業を利用できる時間）

保育を必要とする事由によって、認定する保育必要量が異なります。保育必要量は保護者の保育が必要な状況により決定します。保育必要量によって、1日の最大の利用時間が異なりますが、実際の保育時間は、世帯ごとに保育が必要とされる時間帯となります。具体的には、入所時に各施設とご相談ください。

保育を必要とする事由	保育必要量
●就労（月120時間以上） ●出産の前後（出産日（出産予定日）から起算して6週間前（多胎児は14週間前）の日の属する月の1日から出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日） ●保護者の疾病、障がい	保育標準時間 (1日最長11時間)
●就労（月48時間以上～120時間未満） ※最低、月48時間以上就労していること ※通勤時間等を含めた場合に、保育短時間を超える場合は、保育標準時間の認定にできる場合がありますので、ご相談ください。 ●求職活動 ●育児休業中（既に保育を利用している子どもがいて同一施設の継続利用が必要な場合） ●心身に障がいのある乳幼児（障がい者手帳の有無にかかわらず支援が必要な乳幼児）	保育短時間 (1日最長8時間)
●同居又は長期入院等している親族の介護（要介護認定1～5）・看護（居宅内常時付添い、もしくは入院、通院、通所等付添いで概ね半日単位月16日以上） ●災害復旧 ●就学（月48時間以上） ※最低、月48時間以上就学していること ●虐待・DVを受けている又は受けるおそれがあり、保育の必要性がある と関係機関から認められる場合 ●その他、上記に類する状態として市が認める場合	保育を必要とする時間に 応じて保育標準時間又は、 保育短時間の認定となります。

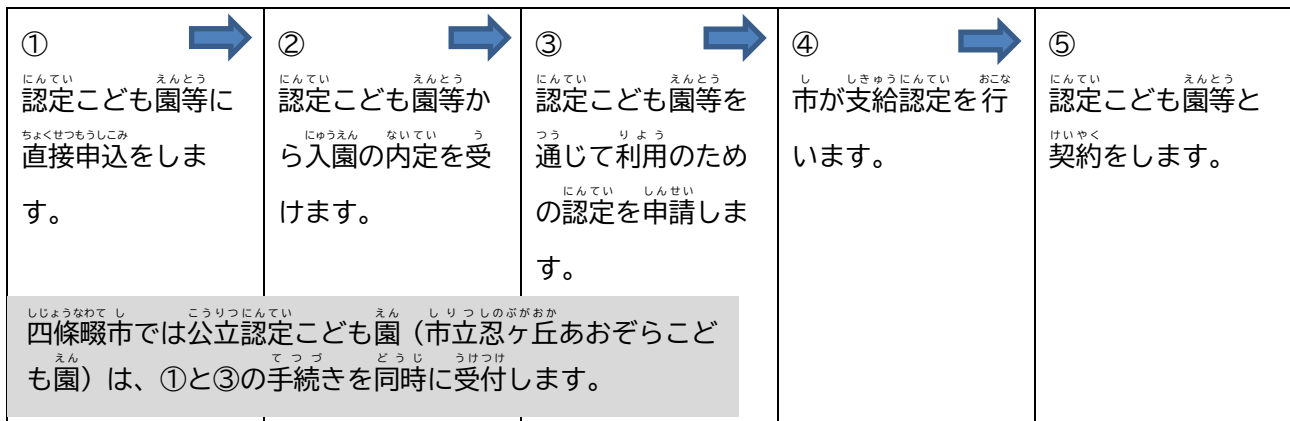
※利用時間は、保育が必要な時間で考えます。例えば、就労を理由として施設を利用する場合に、勤務時間と通勤時間を合わせた時間が利用時間となります。

※開所時間や保育時間は施設により設定時間帯が異なります。保育必要量に応じた区分で利用できる各施設の時間帯を超える場合は「延長保育（有料）」となります。17～20Pの施設一覧表で開所時間や延長保育の時間等を確認してください。

※求職活動と育児休業取得中の継続利用は保育短時間となります。変更の際は手続きが必要です。（復職にあたって保育標準時間に変更する場合も手続きが必要です。）10P参照

4. 申請から利用までの流れ

(1) 認定こども園（幼稚園利用）等（1号認定）を利用希望の場合



《対象施設》

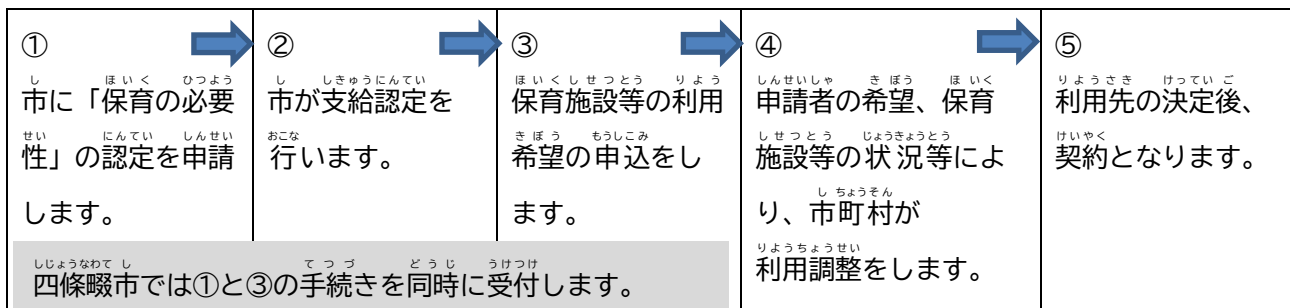
●公立認定こども園（市立忍ヶ丘おおぞらこども園）（幼稚園利用〈1号認定〉）

…こども政策課に申請ください。

●私立認定こども園（幼稚園利用〈1号認定〉）…直接施設に申請ください。

●私立幼稚園…直接施設に申請ください。

(2) 保育施設等（2・3号認定）を利用希望の場合



《対象施設》

●公立保育所・私立保育所

●公立・私立認定こども園（保育所利用〈2・3号認定〉）

●私立小規模保育施設

こども政策課に申請ください

※支給認定に係る情報（支給認定決定通知書）は初回の結果通知に同封します。

なお、支給認定証を別途希望される方はこども政策課に申請ください。

5. 保育施設等（2・3号認定）申込受付について

(1) 令和7年4月1日からの入所を希望する場合 ＜一斉受付＞

受付期間	一次選考：令和6年11月1日(金)から 11月29日(金) 二次選考：令和6年12月2日(月)から令和7年1月31日(金) 三次選考：令和7年2月3日(月)から 2月28日(金)
受付時間	午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
受付場所	こども政策課及び田原支所窓口(郵送の場合はこども政策課必着)
結果発送予定	一次選考：令和7年1月上旬頃結果発送予定 二次選考：令和7年2月中旬頃結果発送予定 三次選考：令和7年3月中旬頃結果発送予定

- ・市内在住（転入予定を含む）の保育の必要性のある就学前の児童が対象です。
- ・出産前も申込可能です。
- ・産休・育児休業明けの令和7年度途中の入所も上記受付期間に申込が可能です。

＜各受付期間内の申込の順番は選考基準に影響しません!!＞

- ・基本的に、各選考の調整を行った結果、空いている枠に対して次の選考の調整を行います。
- ・各選考で待機となった場合は、次の選考に引き継ぎます。

・内定した場合のみ通知を郵送してお知らせします。入所が保留になった場合は、お知らせはありません。
初回の保留の場合のみ、保留通知を郵送します。

＜随時選考＞

一斉受付終了後、新規申込の方や希望施設の追加・変更を行う入所保留の方を対象に、4月から入所したい方のニーズに応えるとともに、保留児童を減少させるため、保育施設に空きがある場合のみ随時選考を行います。この場合のみ先着順となります。

受付期間	令和7年3月3日(月)から 3月14日(金)
受付時間	午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
受付場所	こども政策課窓口のみ

注意事項

＜申込について＞

- ・不備のないようご注意の上、必要書類（「6. 保育施設等の申込に必要なもの」を参照）を受付場所に提出してください。
- ・提出いただいた申請内容に変更があった場合は、こども政策課までお知らせください。
- ・子育てワンストップサービスにおける電子申請が可能です。添付書類は郵送もしくはご持参ください。書類がそろった時点で受付とします。＜保育施設等利用申込＞＜支給認定申請＞



- ・緊急を要する場合は、別に定める方法により決定を行うことがあります。

＜入所の内定について＞

- ・内定した保育施設（希望順位を問わず）を辞退する場合や、入所日に変更が生じた場合は、入所申込を取下げ、新たに申込をしていただく必要があります。
- ただし、出産前の申込により、誕生日が前後し、育児休業の復職日及び入所日に変更となる場合は、こども政策課へ連絡してください。（入所月が変わる場合は、施設との調整が必要となります。なお、年度を超えての変更はできません）
- ※内定していても、「7. 利用にあたっての注意事項」に記載している項目に該当する場合は、内定取消となります。
- ※内定辞退は、電子申請フォームから届出いただけます。



(2) 年度途中の入所を希望する場合

受付期間	利用希望月の前々月の1日から利用希望月の前月9日(土曜日・日曜日・祝日の場合前開庁日) (例) 令和7年10月1日入所希望の場合 受付期間：令和7年8月1日～9月9日 ※提出が遅れた場合、次の月の選考となりますので、ご注意ください。
受付場所	こども政策課及び田原支所窓口（郵送の場合はこども政策課必着）
結果予定	内定した場合のみ、こども政策課から電話でお知らせします。選考月の20日頃に通知を郵送します。 入所が保留になった場合は、お知らせはありません。初回の保留の場合のみ、選考月の20日頃に保留通知を郵送します。 翌月以降の審査も引き続き行います(お取下げされない限り、来年度の入所選考にも引き継がれます)。申込を取下げの場合は、すみやかにご連絡ください。

- ・産休・育児休業明けの場合、年度内の申し込み分については、希望月の2か月前の1日以前にも随時、申込が可能です。

※上記(1)の注意事項もご確認ください。

6. 保育施設等の申込に必要なもの

- ★用紙はこども政策課、田原支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
 ・転入予定で直接申込をする場合は、土地売買契約書又は賃貸契約書の写しなどが必要です。

1	保育施設等利用申込書（児童ひとりにつき1枚） ※育児休業から復職される方は、育児休業給付金の手続きのために必要となる場合がありますので、お申し込み前に両面をコピーしてから提出してください。
2	子どものための教育・保育給付支給認定申請書
3	子どもの健康・発達状況確認票（児童ひとりにつき1枚）
4	マイナンバー確認書類（個人番号カードの場合は②は不要です。） ①個人番号確認書類（世帯全員の個人番号カード・個人番号の記載がある住民票の写しのいずれか） ②本人確認書類（申込書提出者本人の運転免許証・個人番号カード等顔写真付本人確認書類1点又は、健康保険証・公共料金の領収証等顔写真のない本人確認書類2点）
5	保育が必要な理由に応じた書類※複数の事由に該当する人はそれぞれの書類必要

<保育が必要な理由に応じた書類一覧> ※複数の事由に該当する人はそれぞれの書類必要

提出が必要な人	提出書類	該当 チェック
雇用主がある会社員・公務員・パート・アルバイト・派遣社員として就労（内定）している人	就労証明書	
自営業の方、自営協力者の方、内職の方 ※「自営業」は、保護者自らが事業を営む場合とし、「自営協力者」は、2親等以内の親族が運営する事業所に勤める者としてします。 法人化されている事業所の場合は、就労証明書以外の根拠資料は不要です。	・就労証明書 ・就労状況を客観的に確認できる資料等 （開業届、営業許可証、最新の確定申告書写し、事務所や店舗のパンフレット・チラシ等、給与明細やタイムカードの写し、業務委託契約書の写し等）のうち1点	
求職活動中のひと	求職活動状況等申告書	
ひとり親の家庭	（父親・母親）不在の申立書	
妊娠している人	母子手帳の写し （表紙・出生予定日記入欄）	
産前産後休暇取得予定の人 ・育児休業取得中のひと	就労証明書	
育児休業の延長が可能で他の申込者よりも後の順位付けでの利用調整を希望される人	育児休業の延長が可能な場合の取扱いに関する誓約書	

提出が必要な人	提出書類	該当 チェック
病気等で保育ができない人	疾病・障がい状況申告書	
同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている人	・ 介護・看護状況申告書 ・ 疾病・障がい状況申告書（介護・看護を受ける人の分）	
学生の人	就学等（予定）証明書	
障がいのある人	・ 障がい者手帳等の写し ・ 疾病・障がい状況申告書	
入所希望児に障がいがある、医師の継続した受診や経過観察を受けている、その他特別の配慮が必要な場合	直接お問合せください。	
入所希望児が認可外保育所・託児所を利用している人	認可外保育所の在園証明書	
転入前の入所者	・ 土地売買契約書 又は 賃貸契約書等の写し（四條畷市内の住所、入居日・引渡し日要記載） ・ 申立書	
市内保育施設の保育士等（就労（内定）している保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員）	・ 保育士証等の写し ・ 保育士等優先入所に関する誓約書（月120時間以上就労（内定）している場合）	
虐待・DVを受けている又は受けるおそれがある人	保育の必要性があると関係機関が認める書類（事由に該当することが分かる関係機関の証明等）	
その他保育ができない事情がある人	直接お問合せください。	

7. 利用にあたっての注意事項

(1) 利用に関する注意事項について

次のようなことがあれば、内定の取消・退所となることがありますので、ご注意ください。

①利用申込、面接調査時等に実際と違った記載、申立てをしたとき

②保育の実施に必要な事項について必要な申立てを行わなかった場合

③入所中、就労条件等に変更があり「基準」に当てはまらなくなったとき

④四條畷市から他市へ引越をしたとき

※原則退所していただきます。ご事情により入所の継続を希望される場合は、あらかじめ、ご相談ください。

⑤転入予定で申込をされていた方が入所までに転入されなかったとき

⑥お子さまが疾病等により集団保育を受けられない状態である場合

⑦その他、市長が不適当と認めたとき

(2) 各種届出について

次のような場合は、こども政策課に必ず届けてください。

- ①入所児童が病気等で長期欠席されるとき
- ②住所が変わったとき（市内転居又は市外へ転出）
- ③家族の状況が変わったとき（出産・離婚・再婚・祖父母との同居・病気・死亡等）
- ④保護者が転職・退職・就職されたとき
- ⑤育児休業を取得・変更するとき
- ⑥市民税の税額が変わったとき
- ⑦保育を必要とする事由に変更が生じたとき

(3) 保育必要量（標準時間⇔短時間）の変更について

2・3号認定の保育必要量は、保育を必要とする事由に変更が生じた場合、申請により、保育必要量を変更する必要があります。希望される月の前月20日までに必ず手続きをしてください。

提出書類（希望される月の前月20日までに提出）	提出先
- 子どものための教育・保育給付支給認定申請書 - 本案内8～9Pに記載する「保育が必要な理由に応じた書類」のうち、該当する書類（変更があった方の書類のみ提出してください）	通園している施設 またはこども政策課

(4) 支給認定の切替えについて

①1号認定から2号認定への切替え

入所申込が必要になります。申込状況によっては、切替えできない場合があります。申込手続きについては、本案内6～9Pをご覧ください。

②2・3号認定から1号認定への切替え（※月途中の切替えはできません。）

施設区分	手続きについて	提出先
私立認定こども園	通園している施設に相談の上、1号の支給認定手続きをしてください。	通園している認定こども園
公立認定こども園 （市立忍ヶ丘おおぞらこども園）	希望される月の前月20日までに次の書類を提出してください。 ※新年度(4月)から切替えを希望する場合は、前年度10月初旬の1号受付期間に申込してください。それ以降も随時受付します。 ・保育施設等利用申込書 ・子どものための教育・保育給付支給認定申請書	こども政策課

③3号認定から2号認定への切替え

手続きは必要ありません。市で認定の変更を行います。

(5) 転園について

保育施設等変更希望 届 をこども政策課又は田原支所にご提出ください。翌選考日より選考いたします。なお、転園ができる場合のみご連絡いたします。転園が決まった場合は、退所届を提出してください。

※育児休業取得中は、お子さまの環境を変えないことを理由に在園されているため、転園を希望することはできません。復職に合わせてお申し込みいただくことは可能です。

※電子申請フォームから届出いただけます。



(6) 退所について

①退所する場合は、退所届を保育施設等又はこども政策課、田原支所へ提出してください。

※用紙は保育施設等又こども政策課、田原支所にあります。

※電子申請フォームから届出いただけます。



②次のような場合は退所となります。

ア	児童が1ヶ月間、1日も出席しない場合。ただし、児童の病気等の理由による場合は、こども政策課までご相談ください。
イ	保護者の退職等により、保育施設等の入所要件がなくなったとき
ウ	市外に転出したとき 他の市町村へ転出した後に継続して同じ保育施設等に通所を希望する場合でも退所届の提出が必要です。また、この場合、速やかに転出先の市町村で引き続き四條畷市の保育施設等に入所を希望するための手続きをしてください。
エ	保育施設等を転園するとき

8. 保育士等の優先入所について

保育士確保が喫緊の課題になっている現状を踏まえ、市内で働く保育士を増やし、拡大する保育需要に対応するため、市内保育施設で就労（内定）している保育士等の子どもについて入所選考において優先しています。市外在住の保育士等についても対象とします。

対象者	優先入所に必要な手続き
市内保育施設の保育士等（※）として就労（内定）している保護者の子ども ※保育士等・・・保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員	通常の保育施設等利用申込書類のほか、次の書類を提出してください。 ・保育士証等の写し ・保育士等優先入所に関する誓約書（月120時間以上就労（内定）している場合）

9. 保育料（利用者負担額）について

第2子以降の保育料完全無償化

複数のお子さんを育てる家庭を応援するため、第1子の年齢や所得に関係なく、生計を一にするきょうだいを年長順にカウントし、第2子以降の保育料の完全無償化を実施しています。

(1) 保育料（利用者負担額）の算定等について

保育料（利用者負担額）は、0歳児から2歳児までは、入所児童の世帯の市民税額の合計額によって、保育料徴収基準表（14P）に基づき決定します。四條畷市の保育料は、保護者の負担軽減のため、国の定める保育料を軽減して定めており、軽減分は市が負担しています。施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いします。

3歳児から5歳児までと、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯は、令和元年10月から幼児教育・保育無償化制度により保育料が無償です。また、令和6年4月から0～2歳児の第2子以降についても、市独自で保育料を無償としています。食材料費や行事費等は保護者負担になります。

なお、年収360万円未満相当世帯及び就学前の子どもからかぞえて第3子以降の場合、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

保育料及び副食費の負担区分決定は、毎年4月と9月が切替え時期となります。4月から8月までは前年度の市民税額、9月から翌3月までは当該年度の市民税額に基づき算定します。

4月～8月	9月～翌3月
前年度の世帯の市民税所得割額の合計額	当該年度の世帯の市民税所得割額の合計額

保育料及び副食費の負担区分決定のため、世帯の市民税の課税台帳を閲覧します。原則として、四條畷市民は税関係書類の提出は不要ですが、所得の申告がお済みでない方は申告が必要となります。また、四條畷市外から転入された方は課税状況の確認ができないため、マイナンバーによる情報連携を行います。

なお、算定に必要な書類を提出されない場合は、一旦、最高額で決定しますので、ご了承ください。所得の修正申告や世帯状況が変更になる場合は、すみやかにお申出ください。

※令和7年度保育料は4月の決定後に通知します。年度途中に入所が決定した場合は、入所前月に通知します。

※下記に該当する年収360万円未満相当の世帯につきましては、負担軽減措置を適用しています。

ご不明な点につきましては、こども政策課までお問い合わせください。

- 「母子家庭等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- 「在宅障がい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児童(者)がいる世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

※政令指定都市への税源移譲に伴い、8%の市町村民税率が適用されている方については、市町村民税所得割に6/8を乗じた額を基に階層区分を決定しています。

※配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国人税額控除等、配当額・株式等譲渡所得控除額については、保育料を決定する所得割額の算定では控除しないこととなっています。

(2) 未申告の方や四條畷市外から転入された方について

①未申告の方

未申告により、市民税額が未確定の方は入所前までに申告してください（四條畷市役所本館1階税務課）。※申告された際は、こども政策課にご連絡ください。

②四條畷市外から転入された方

	利用年月	情報連携先
令和6年1月1日以降に転入された方	令和7年4月～8月利用分	令和6年1月1日時点の住所地
令和7年1月1日以降に転入された方	令和7年9月～3月利用分	令和7年1月1日時点の住所地

※前住所地で未申告だった場合は情報連携での取得ができないため、申告後に課税証明書をご提出いただく場合があります。

※配偶者控除等情報連携で取得できないものについては、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。

(3) 在宅障がい児（者）がいる世帯について

次に掲げる児童（者）がいる世帯は、手帳又は証書の写しを提出してください。

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(4) 保育料（利用者負担額）の減免について

次の理由により保育料の減免を申請しようとする場合は、保育施設等に『保育料減免申請書』を提出してください（保育施設等からこども政策課に提出してもらいます）。

なお、（4）の減免理由の場合のみ、こども政策課へ直接、申請してください。

- 保護者や乳幼児の病気により、欠席が引き続き15日以上にわたったとき
- 保護者や乳幼児の病気により、出席の日数がその月の保育を実施する日数の2分の1未満であったとき
- 保護者や乳幼児の病気により、1月のうち1日も出席しなかったとき
- 生活困窮世帯（当該年中の世帯の合計所得金額の見込み額が本人の意思によらず前年中の世帯の合計所得の概ね2分の1以下に減少する者）の乳幼児であるとき

※減免の申請理由によっては、診断書等の添付書類が必要です。

※育児休業給付金等の支給を受けている場合は、その額を所得とみなします。

(円)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）			
			3号認定（3歳児未満）			
階層区分	定 義		第1子			
			一般世帯		ひとり親世帯等	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護者世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
B1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間においては、前年度分）の市町村民税が非課税の世帯		0	0	0	0
B2	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間においては、前年度分）の市町村民税のうち均等割の額のための世帯（所得割の額のない世帯）		6,700	6,700	0	0
C1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間においては、前年度分）の市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上 30,000円未満	11,200	11,100	5,200	5,150
C2		30,000円以上 48,600円未満	13,900	13,700	6,550	6,450
C3		48,600円以上 57,700円未満	15,000	14,700	7,100	6,950
C4		57,700円以上 67,000円未満	16,000	15,700	7,600	7,450
C5		67,000円以上 77,101円未満	20,400	20,000	9,000	9,000
C6		77,101円以上 85,000円未満	22,600	22,200	22,600	22,200
C7		85,000円以上 103,000円未満	25,500	25,100	25,500	25,100
C8		103,000円以上 121,000円未満	34,100	33,600	34,100	33,600
C9		121,000円以上 169,000円未満	40,000	39,400	40,000	39,400
C10		169,000円以上 180,000円未満	48,300	47,500	48,300	47,500
C11		180,000円以上 328,000円未満	51,800	51,000	51,800	51,000
C12		328,000円以上	59,000	58,100	59,000	58,100

10. 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校入学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの市民税非課税世帯が対象となります。また、無償化（一部上限あり）の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

認定こども園（1号認定）等の利用者が預かり保育の利用を希望する人や、認可外保育施設や一時預かり事業などを利用している人は、無償化給付を受けるためには、新2号・新3号認定（子育てのための施設等利用給付認定）を新たに受ける必要があります。認定を受けていない場合は申請が必要です。

詳しくは、市ホームページの「幼児教育・保育の無償化について」のページをご覧ください。



【認定の種類及び区分】

教育・保育給付		施設等利用給付	
1号認定	満3歳以上の就学前子ども	新1号認定	満3歳以上の就学前子ども（新2号・新3号以外）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新2号認定	満3歳になって最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新3号認定	満3歳になって最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（市民税非課税世帯に限る）

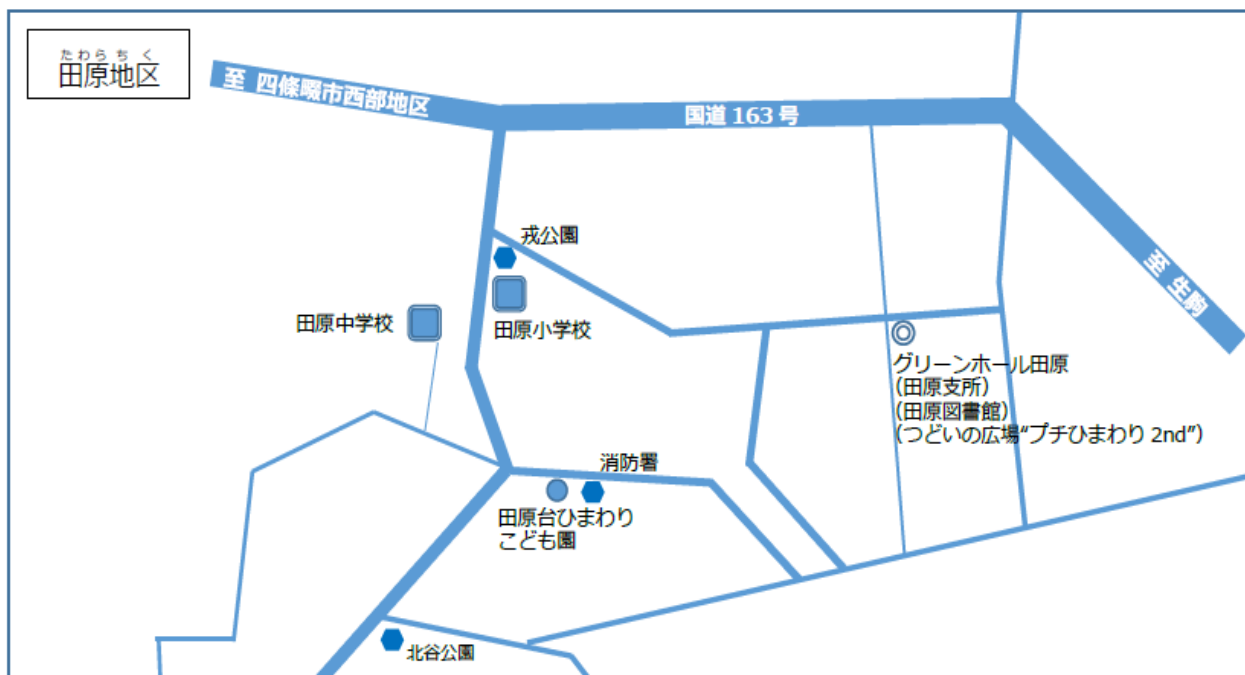
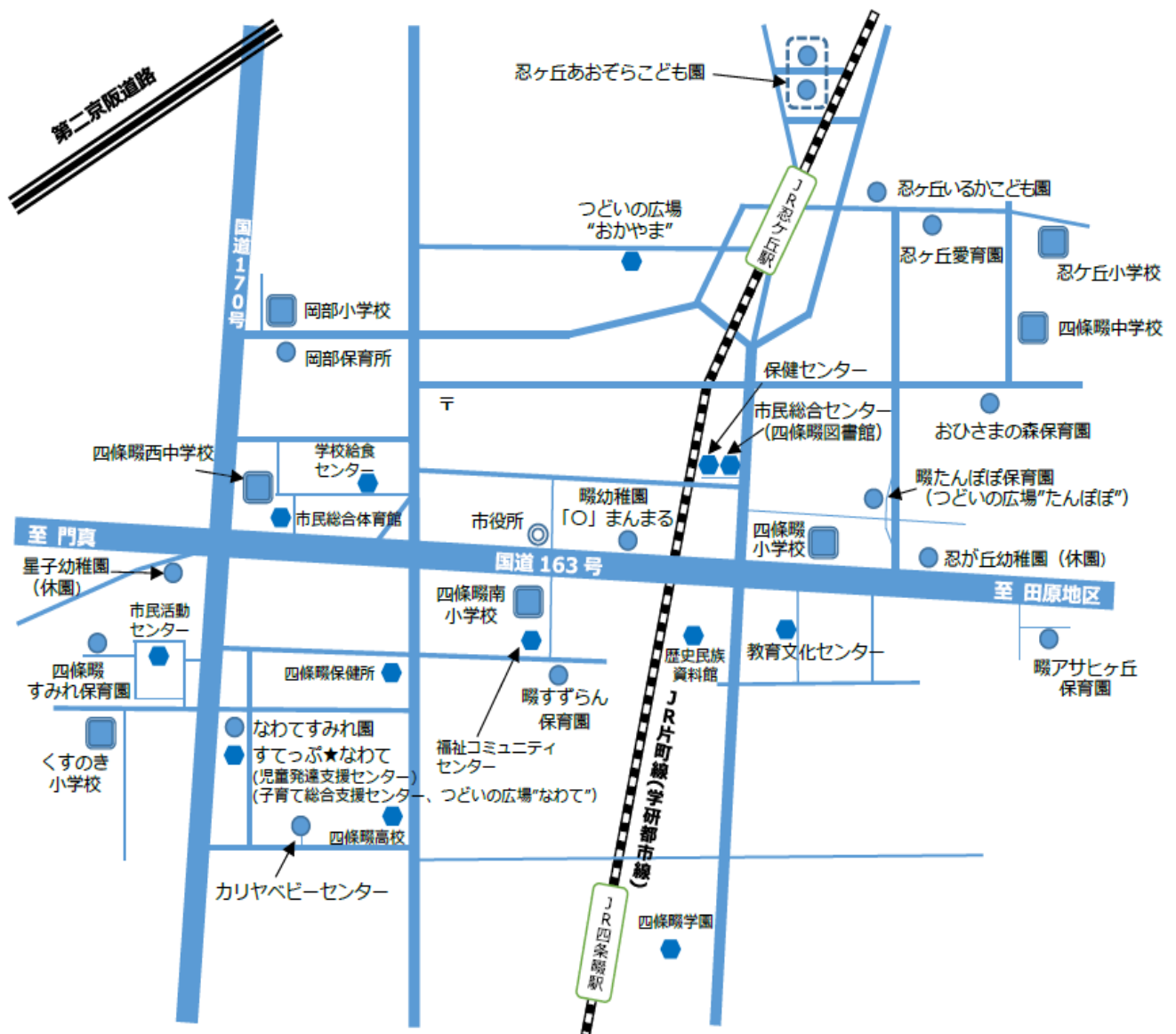
11. 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、会社がつくる保育園で、従業員の子どもが利用する「従業員枠」と従業員以外の地域の子どもが利用する「地域枠」があり、大阪府の所管となります。利用の申請や保育料等については、直接各施設にお問合わせください。

施設区分	施設名	所在地	電話
企業主導型	榎の木保育園	清滝中町19番9号	072-877-2654
	迦の森こども保育園	清滝中町30番7号	072-879-3680
	かがやき保育園	楠公一丁目14番8号	072-877-5000
	第二かがやき保育園	楠公一丁目15番5号	072-878-5151

※地域枠を利用する場合は、入所決定後、市に支給認定申請書と保育の必要性がわかる書類（8～9P）を提出してください。

とくいてきょういく ほいくしせつとう いちず
12. 特定教育・保育施設等の位置図



13. 特定教育・保育施設等の実施状況等（令和7年度予定）

令和6年9月現在の情報のため、変更となることがあります。

施設区分	対象児童	施設名	定員（人）			開所時間	休所日	駐車場（台）	制服	給食費・おやつ代
			教…教育標準時間 標…保育標準時間 短…保育短時間	※1号は 別途長期 休業あり	おむつ					
認定こども園	1号：3歳児～就学前 2.3号：2ヶ月～就学前	しりつしのぶがおか市立忍ヶ丘 あおぞらこども園	198	1号	100	7:30～19:00	12/29～1/3	5	—	1号 250 円/日、2号 270 円/日(おやつ代含)
				2.3号	98	教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00				保護者持参・施設で処分
			子どもたちの「知りたい！やってみたい！」という気持ちを大切に、年齢に応じた育児担当保育・プロジェクト型保育を行っています。給食、おやつは市の栄養士が献立を作り、食育に力を入れています。							
	1号：満3歳3歳児 2.3号：2ヶ月～3歳児	しじょうなわて四條畷すみれ保育園	64	1号	6	7:00～19:00	12/29～1/3	4	体操服のみ	1号 310 円/日、2号 360 円/日（おやつ代含）
				2.3号	58	教 9:00～14:00 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00				お尻ナップ、食事エプロン、口ふき含むサブスク・施設で処分
			0歳～3歳児の認定こども園。4歳児から系列のなわてすみれ園に進級します。家庭的な雰囲気を大切にしながら、乳幼児の心身の能力を伸ばす保育を行います。給食は、和食をメインに、納豆、梅干し、煮干し等の噛み噛みメニューを取り入れています。							
	1号：満3歳～就学前 2.3号：2ヶ月～就学前 ※各園の状況により人数を制限する場合があります。	しのぶがおかあいこく忍ヶ丘愛育園	120	1号	15	7:00～19:30	12/30～1/3	12	○	270 円/日(おやつ代含)
				2.3号	105	教 9:00～15:30 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00				紙おむつ定額制・施設で原則処分
			子どもの伸びようとする力を支え、子どもの可能性を引き出します。 自分の価値に気づき、喜びを感じ、人も大切にできることが園の目標です。							
		しのぶがおか忍ヶ丘いるかこども園	99	1号	9	7:00～19:00	12/29～1/3	7	○靴は自由	1号 5,000 円/月、2号 6,000 円/月、土曜日は別途 300 円/日(おやつ代含)
				2.3号	90	教 9:00～13:00 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00				サブスク・施設で処分
			幼児教育充実で子どもの目線に立ち、一人ひとりに応じた保育をおこないます。また食育にも力をいれており食を通して生きる力を伸ばします。							
たわらだい田原台ひまわりこども園		145	1号	15	7:00～19:00	12/29～1/3	5	○	1号 5,510 円/月(長期休暇は別途必要)、2号 5,800 円/月 土曜日は別途 290 円/日(おやつ代含)	
			2.3号	130	教 8:30～13:30 標 7:00～18:00 短 8:30～16:30				おむつ、エプロン、口拭きサブスク予定・施設で処分	
		人と人とのつながりを大切に、長所も短所も認め合い、笑顔の絆が続く保育を目指します。								
なわて畷すずらん保育園	150	1号	10	7:30～19:30	12/29～1/3	11	—	1号 5,300 円/月、2号 6,000 円/月、土曜日は別途 300 円/日(おやつ代含)		
		2.3号	140	教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00				保護者持参・施設で処分		
	子どもも、大人も、共にそだちあう「笑顔あふれるこども園」です。園の子ども農園は、子どもの楽園、野菜や虫の宝庫です。自然に触れながら、五感を使って体験し、学びにつなげます。									
なわてすみれ園	165	1号	15	7:30～19:30	12/29～1/3	12	—	1号 310 円/日 2号 360 円/日		
		2.3号	150	教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00				サブスク・施設で処分		
	できる限り恵まれた保育環境(人・もの・空間・体験)の中で、ノビノビと自主性・自立性を伸ばす保育を目指しています。									

施設区分	対象児童	施設名	定員（人）			開所時間	休所日	駐車場（台）	制服	給食費・おやつ代	
						教…教育標準時間 標…保育標準時間 短…保育短時間	※1 号は 別途長期 休業あり			おむつ	
認定こども園	満3歳～ 就学前	ようちえんがたにんてい 幼稚園型認定 こども園 なわてようちえん 囀幼稚園	240	1号	180	7:30～18:30	8/13 ～8/15 11/5 12/29 ～1/4	5 (共有)	○	1号 297 円/日 2号 337 円/日 (おやつ代含)	
				2号	60	教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	—			—	
昭和 28 年設立の市内で初めての幼稚園。長い歴史の中で培われた幼児教育の多様な経験をもとに、未来を 生きる幼児を育む、幼稚園型認定こども園です。											
保育所	2ヶ月～ 就学前	しりつおかべほいくしよ 市立岡部保育所	90		7:30～19:00	12/29 ～1/3	—	—	270 円/日(おやつ代含)		
					標 7:30～18:30 短 9:00～17:00				保護者持参・施設で処分		
		なわてあさひがおか 囀アサヒヶ丘 保育園	130		7:00～19:00	12/29 ～1/3	5	体操服 のみ	6,600 円/月、土曜日は別途 300 円/日(おやつ代含)		
					標 7:00～18:00 短 9:00～17:00				保護者持参・持ち帰り		
		なわて 囀たんぽぽ 保育園	70		7:00～20:00	12/29 ～1/3	6	—	5,700 円/月、土曜日は別途 285 円/日(おやつ代含)		
					標 7:00～18:00 短 9:00～17:00				保護者持参・施設で処分		
「食べることは生きる力」と考えて、安心して安全な食材を吟味して給食を提供・クッキング保育実施・個々 に応じたアレルギー食にも対応しています！多様な人間関係を築くために異年齢保育を実施しています。 子どもの意見表明を大切に「子どもと保護者と共に創る保育」を実践しています。											
小規模保育施設	2ヶ月～ 2歳児	おひさまの森 ほいくえん 保育園	19		7:30～19:00	12/30 ～1/3	6	—	—		
					標 7:30～18:30 短 9:00～17:00				保護者持参またはサブス ク・施設で処分		
		発達段階を踏まえ、少人数制で丁寧に、子どもたちの心と体の力づくり、“自分でやりたい！！”の気 持ちの芽生えを大切にしています。子どもたちの成長や可能性の広がりを見守り、関連性を持ってその先へ と繋げていきます。									
	かりやべびー センター	19		7:30～18:30	12/29 ～1/3	—	—	—			
				標 7:30～18:30 短 7:30～18:30 (内 8 時間)				保護者持参またはサブスク・ 施設で処分			
家庭的で温かみのある雰囲気を大切に、安心できる環境のもと、子ども一人ひとりの発育、発達に見合った 丁寧な保育を心掛けています。保護者の皆様と一緒に子どもの成長を見守り、育んでいけたらと思います。											
1・2 歳児	「〇」（まんまる） なわてようちえんない (囀 幼稚園内)	18		7:30～18:30	12/29 ～1/3	5 (共有)	—	—			
				標 7:30～18:30 短 7:30～18:30 (内 8 時間)				保護者持参・施設で処分			
1、2 歳児がまんまるでの生活を気持ちよく感じる、そこから豊かな情感や様々な体の動きにつながる保育 を心がけています。連携施設のなわて幼稚園の園庭やホール、屋上庭園を使用して遊び、幼稚園児らと異年 齢交流を行っています。また移動動物園や人形劇鑑賞会といった幼稚園の行事にも一緒に参加します。											



とくべつほいく もうしこみさき かくしせつ 14. 特別保育について 《申込先：各施設》

保育施設等では、子育て中の皆様のいろいろなニーズに応え、安心して子育てができる環境をつくるため、次のような取り組みを行っています。

えんちようほいく 延長保育	お仕事等で、お迎えの時間が遅くなってしまう場合、通常の保育時間をさらに時間を延長し、保育を行っています。
いちじあず 一時預かり	保護者の入院、事故又は育児に伴った心理的、身体的負担の解消等のため、一時的に保育が必要となった場合に保育施設等で預かりします。
びょうじほいく 病児保育	児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められないとき、日常の集団保育が困難で保護者がやむを得ない事情により、家庭で育児が行えない状態にある、保護者にかわって保育を行っています。※実施保育施設以外の児童も利用可能。
たいちようふりようじ 体調不良児 たいおうがたほいく 対応型保育	保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまで医務室等で一時的にお預かりします。

施設名	延長保育・預かり保育	一時預かり	保育料以外に 必要費用	その他
忍ヶ丘 あおぞら こども園	【1号認定預かり保育時間】 14:00～17:00 1回 400円 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:00 保育短時間 7:30～8:59 17:01～19:00 延長保育 30分につき 100円 ※生活保護世帯(階層区分A)：無料 ※所得税非課税世帯(階層区分B1):50円	未実施	入園時用品代 3歳児 1,660円 4歳児 2,870円 5歳児 2,870円 ※令和6年4月入園時の価格 災害共済掛金 200円 帽子代、遠足バス代	おやこ教室/子育て相談 (事前予約制)/おもちゃの 貸出(子育てぽけっと)/園 庭開放、行事開放/病児保 育事業【体調不良児型】
四條畷 すみれ 保育園	【1号認定預かり保育時間】 7:00～9:00 13:00～19:00 30分毎 100円 ※13:00～14:00は減免 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:01～19:00 18:01～18:30 100円 18:31～19:00 150円(おやつ代含) 保育短時間 7:00～9:00/17:00～19:00 30分毎 100円	対象年齢：1歳～3歳児 利用時間 9:00～17:00 1時間毎:400円(おむつ含む) 3歳児は350円 給食代:300円 おやつ代:100円	入園時(体操服、個人用品費) 0歳児 1,600円 1歳児 6,000円 2歳児 8,020円 3歳児 8,940円 サブスクおむつ代 0歳児 2,400円/月 1歳児 1,800円 2歳児 1,600円 災害共済掛金 年150円 絵本代 420円～460円/月 遠足バス代 ※2024年4月現在の価格	親子教室/子育て相談/園 庭開放/絵本・紙芝居貸し 出し/リサイクルバザー、
忍ヶ丘 愛育園	【1号認定預かり保育時間】 7:00～8:59、15:31～18:00 30分延長毎 150円 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:01～19:30 18:01以降 30分延長毎 150円 補食代：100円(18:31以降対象) 保育短時間 7:00～8:59、17:01～19:30 30分延長毎 150円 補食代:100円(18:31以降対象)	対象年齢：6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 4時間まで：1時間毎 350円 4時間超：30分毎 200円 寝具リース代：1,980円(月 極)※持ち込み応相談 給食代：300円(おやつ代含) おやつのみ：100円 ミルクのみ：100円	施設管理維持費 2,000円 制服(ジャケット) 10,500円 制服(スカート) 7,700円 制服(パンツ) 7,700円 体操服(半袖シャツ) 2,500円 体操服(半パンツ) 1,900円 スモック 1,750円 フィットいるぼうし 940円 月間絵本 月570円 出席カード 390円 出席シール 270円 寝具リース代 月1,980円 紙おむつ定額制 日121円 おたよりケース 360円 歯ブラシ 1,320円 歯ブラシケース 252円 他 ※2024年4月現在の価格	子育て相談/さんさん広場 /あいあい広場/すいすい 広場/メールによる子育て 相談/病児保育事業【体調 不良児型】
忍ヶ丘 いるか こども園	延長時間： 18:01～19:00 保育標準時間 18:01以降 30分延長毎 150円(補食代込) 保育短時間 7:00～9:00 17:01～19:00 30分毎 150円	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 3歳未満 4時間まで 2,500円 8時間まで 3,000円 延長 30分につき 400円 3歳以上 4時間まで 2,200円 8時間まで 2,400円 延長 30分につき 300円 給食・おやつ代：300円	サブスクオムツ 3,300円 エプロン・おしぼり 1,980円 幼児入園時制服、体操服代 36,290円程度 用品代 8,000円程度 全園児毎月コペル教育代 2,000円 絵本代 450円	子育て相談/子育て広場/ 子育てカフェ 【病児保育】 利用時間 8:30～18:00 (平日のみ)延長保育はあ りません。 利用料金 (市内在住) 2,300円 (市外在住) 5,300円 昼食・おやつ代含
田原台 ひまわり こども園	【1号・新2号認定延長時間】 7:00～7:59 100円 8:00～8:29 50円 16:30～16:59 50円 17:00～17:59 100円 【1号・新2号認定預かり保育時間】 13:30～16:29 450円(おやつ代含まず) 【2・3号短時間認定延長時間】 7:00～7:59 100円 8:00～8:29 50円 16:30～16:59 50円 17:00～17:59 100円 18:00以降 30分毎 150円 【2・3号標準時間認定延長時間】 18:00以降 30分毎 150円	対象年齢：生後2ヶ月～就学前 (市内在住) 利用時間 9:00～18:00 3歳未満：4時間まで 2,500円 8時間まで 3,000円 1時間延長：800円 3歳以上：4時間まで 2,000円 8時間まで 2,500円 1時間延長：700円 給食：300円 おやつ(1回) 100円 ミルク(1日) 50円	絵本代(0歳児～5歳児) 460円～550円 教材費(3歳児～5歳児) 460円～1,690円 テキスト代 7,200円 制服、体操服代 41,970円 ※靴、スモックも含む 用品代(0歳児～5歳児) 600円～12,900円 布団リース代 1,050円～1,650円 おむつサブスク 3,250円程度 エプロンサブスク 1,210円程 度	地域子育て拠点事業(グリー ンホール田原にて) / 子育て相談/園庭開放/育 児講座/病児保育事業【体 調不良児型】/学童保育

施設名	延長保育・預かり保育	一時預かり	保育料以外に必要な費用	その他
暇すずらん保育園	【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:30 30分毎 150円 保育短時間 17:01～19:30 30分毎 150円 【1号認定預かり保育時間】 14:01～17:00 435円(おやつ代含) 17:01～19:30 30分毎 150円 【共通】 18:31以降軽食提供時:1食 150円	対象年齢:生後6ヶ月～就学前 利用時間 7:30～19:30 4時間までの利用:1,350円 4時間超8時間までの利用:2,700円 30分延長毎:150円 給食・おやつ代:400円(0,1,2才児)、350円(3,4,5才児)	実費費用の徴収 共済費 210円(年額) 遠足時のバス代・電車賃 実費(3,500～4,000円程度) 用品代 3,000円程度	子育て相談/園庭開放/育児講座/子育てサロンにここにご塚米での保育サポート/病児保育事業【体調不良児型】
なわてすみれ園	【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:30 保育短時間 7:30～9:00・17:01～19:30 30分毎に150円(30分未満も150円) ※19時以降は30分 300円 ※1号認定のみ13～14時は減免制度あり	対象年齢:生後9ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 0～2歳児 1時間 400円 3～5歳児 1時間 350円 給食費 300円、 おやつ代 100円 ※在園児預かりの余裕枠で実施のため、要事前連絡	【オムツ代(月額)】 0歳児:2,400円 1歳児:1,700円 2歳児:1,200円 【物品費】 クラス帽・ノート:年1,660円 お道具箱セット:2,400円 【バス代】 遠足バス代(行先により変動) ※2024年8月時点の価格	子育て相談/園庭開放
幼稚園型認定こども園暇幼稚園	【1号認定預かり保育時間】 15:00～17:00 300円(おやつ持参) 【新2号認定預かり保育時間】 15:00～18:30 450円(おやつ持参) 【2号短時間認定延長時間】 7:30～8:00 100円 17:01～18:00 100円 18:01～18:30 100円	未実施	入園準備費 40,000円 施設費 15,000円 検定料 5,000円 バス管理費 3,500円(バス通園児のみ) 制服代・用品代 ※入園時の費用として	子育て相談/ナースリー保育
岡部保育所	延長時間: 保育標準時間 18:31～19:00 保育短時間 7:30～8:59 17:01～19:00 延長保育30分につき100円 ※生活保護世帯(階層区分A):無料 ※所得税非課税世帯(階層区分B1):50円	未実施	災害共済掛金 210円 帽子代 遠足バス代	おやこ教室/子育て相談(事前予約制)/おもちゃの貸出(子育てぽけっと)/園庭開放、行事開放/病児保育事業【体調不良児型】
暇アサヒヶ丘保育園	延長時間: 保育標準時間 18:01～19:00 18:01～18:30 150円 18:31～19:00 200円(おやつ代含) 保育短時間 7:00～9:00 17:01～18:00 30分毎 150円 18:01以降は、保育標準時間と同じ	対象年齢:生後6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 1時間:400円 ※3歳児以上のみ 給食代:250円 おやつ代:50円 1日最大8時間で3,200円	用品代 3～5才約10,800円 2才 約7,440円 1才 約3,030円 月間絵本 3～5才約500円/月	登園バス:月3,300円(満1歳6ヶ月以上対象)田原地区への送迎あり※送迎場所は個別相談/子育て相談/園庭開放/学童保育(小学校の長期休業中)
暇たんぽぽ保育園	延長時間: 保育標準時間 18:01～18:30 150円 18:31～19:00 150円 保育短時間 7:00～9:00・17:01～19:00 30分毎 150円 19:00～20:00までの利用:500円(食事つき)	対象年齢:生後6ヶ月～就学前 利用時間 7:00～20:00 1時間毎:350円 給食:290円 おやつ代(1回):50円	園に問い合わせください	地域子育て拠点事業 併設/子育て相談/園庭開放/病児保育事業【体調不良児型】/学童保育
おひさまの森保育園	保育標準時間 18:31～19:00 30分 150円 補食代100円(18:31以降対象) 保育短時間 7:31～9:00、17:01～19:00 30分毎 150円 補食代100円(18:31以降対象)	対象年齢:生後6ヶ月～2歳児 利用時間 9:00～17:00 4時間まで:1時間毎350円 4時間超:30分毎200円 寝具リース代1,980円(月極) ※持ち込み応相談 給食代:300円(おやつ代含) おやつのみ:100円 ミルクのみ:100円	園に問い合わせください	
カリヤベビーセンター	未実施	対象年齢:生後4ヶ月～2歳児 利用時間 8:00～18:00 1時間毎:350円 給食代 250円 おやつ代 50円	園に問い合わせください	
「〇」(まんまる)	未実施	対象年齢:1・2歳児 利用時間 9:00～17:00 4時間までの利用:2,500円 給食・おやつ代:300円 寝具(利用時)リース代:100円 申込は前日の午後12時までに「まんまる」事務所までお電話ください。	寝具リース代:2,420円(月額)	

※保育料以外に必要な費用は、施設からの申し出による情報です。詳細は直接施設にお問い合わせください。

とくていきょういく ほいくしせつとう れんらくさき
15. 特定教育・保育施設等の連絡先

しせつ 施設 くぶん 区分	こう 公・ し 私 くぶん 区分	しせつめい 施設名	しよざいち 所在地	でんわ 電話	ほーむぺーじ ホームページ こーど QRコード
にんてい 認定こども園 えん	こうりつ 公立	しのぶがおか 忍ヶ丘あおぞら こども園	おかやまさんちょうめ ばん ごう 岡山三丁目2番11号	072-877-7583	
	しりつ 私立	しじょうなわて 四條囃すみれ ほいくえん 保育園	きたでちょう ばん ごう 北出町11番7号	072-878-5961	
		にんてい えん 認定こども園 しのぶがおかあいこえん 忍ヶ丘愛育園	おおあざおかやま ばん ち 大字岡山125番地の 1	072-877-0123	
		しのぶがおか 忍ヶ丘いるか こども園	おかやまひがし に ちょうめ ばん ごう 岡山 東 二丁目3番28号	072-862-1515	
		たわらだい 田原台ひまわり こども園	たわらだいなちょうめ ばん ごう 田原台七丁目1番7号	0743-78-0133	
		にんてい えん 認定こども園 なわて 囃 すずらん保育園	こめぎきょう ばん ごう 米崎町7番26号	072-863-1111	
		えん なわてすみれ園	かりやきたまち ばん ごう 雁屋北町6番18号	072-380-0748	
		ようちえんがたにんてい えん 幼稚園型認定こども園 なわてようちえん 囃 幼稚園	なかのほんまち ばん ごう 中野本町7番1号	072-877-0339	
ほいくしよ 保育所(園) えん	こうりつ 公立	おかべほいくしよ 岡部保育所	すないっちょうめ ばん ごう 砂一丁目8番13号	072-878-4400	
	しりつ 私立	なわて あ さ ひ が おか 囃 アサヒヶ丘 保育園	みなみのろくちょうめ ばん ごう 南野六丁目9番70号	072-879-2003	
		なわて 囃 たんぽぽ保育園	おおあざきよたき ばん ち 大字清瀧445番地の 9	072-863-3368	
しょうきほ 小規模 保育施設	しりつ 私立	ちりほいくえん おひさまの森保育園	きよたきなかまち ばん ごう 清滝中町12番27号	072-812-7867	
		かりやベビー センター	かりやきたまち ばん ごう 雁屋北町17番33号	072-878-2178	
		「O」(まんまる) なわてようちえんない (囃 幼稚園内)	なかのほんまち ばん ごう 中野本町7番1号	072-877-0331	

※QRコードを読み取りにくい場合は、不要なコードを隠して読み取ってください。



16.Q&A 入所に関するよくあるご質問

問1、受付期間内の申込の順番は早い方が選考の際に有利ですか？

回答 申込の早さは選考に影響しません。保育施設等入所選考基準指数表に基づき、お子さまの保育が必要な度合いの高い順、基準が同じ場合は同点の場合の基準に基づき決定します。希望保育施設等に空きがあれば内定とします。※一斉受付終了後の随時選考は除く

問2、10月入所の申込で、9月中に3歳になっている場合、申込は3歳児クラスですか？

また、3歳の誕生日がきたら保育料は無償になりますか？

回答 お子さまのクラスは4月1日時点の年齢で決められます。4月1日時点の年齢が2歳のお子さまはその年度は2歳児クラスです。したがって、誕生月に関わらず申込は2歳児クラスです。なお、保育料の無償は3歳児クラス以上ですので、2歳児クラスの期間は対象にはなりません。

問3、4月入所以外は保育施設等に入れないですか？

回答 毎月入所選考を行っているため、4月以外でも入所できる可能性はあります。しかし、基本的には4月入所の選考で各施設受け入れ可能な人数まで入所者を決定しており、年度途中は空きがない状況が続くことがあります。※在所児童の退所等により空きが発生する場合があります。

問4、求職中でも申込はできますか？

回答 できます。ただし、入所後(申込後ではありません)90日以内に、月48時間以上の就労を開始しなければなりません。

問5、求職中で内定した際、90日以内に仕事を見つけようと思っています。短時間認定では延長料金が発生してしまう場合、仕事が決まった日から標準時間認定に変更してもらえますか？

回答 認定時間は月単位での認定になるため、仕事が決まった日から標準時間認定に変更することはできません。毎月20日までにご利用の保育施設又はこども政策課で手続きをしてください。翌月から認定が変更されます。

問6、月48時間未満で就労していますが、保育施設等に入所できたら勤務時間を月48時間以上に増やすつもりです。この場合、就労の要件で申し込みできますか？

回答 保育施設等に入所次第、月48時間以上の勤務時間となることわかる就労証明書を提出いただいた場合は、就労の内定として取り扱います。

問7、認定の有効期間は何年ですか？

回答 教育標準時間認定の有効期間は、小学校就学までを基本とします。保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳までが基本ですが、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。また、求職活動が事由の場合は90日となります。入所要件の確認のために、年に1回「現況届」、「継続調査票」、「保育の利用を必要とする書類」を提出していただきます。

問8、現在育児休業中ですが、申込はできますか？

回答 できます。ただし、入所月の翌月1日までに仕事に復帰していただくことが条件となります。

問9、育児休業から復職後は時短勤務予定です。選考指数に影響はありますか？
回答 就労証明書に短縮後の勤務時間が記載されている場合は、記載の勤務時間に応じた選考指数を適用します。

問10、育児休業の延長が可能な場合はどのように申込をすればいいですか？
回答 保育施設等に入所できなければ育児休業の延長が可能な場合は、「育児休業の延長が可能な場合の取扱いに関する誓約書」をご提出いただくことで、他の申込者よりも後の順位付けで入所選考を受けることができます。待機証明書が必要な場合は、別途ご申請ください。

問11、『ならし保育』をしたいのですが、できますか？
回答 育児休業を取得している人は、入所日から翌月1日までの復職日までの期間で『ならし保育』をご利用いただくことができます。実際の利用にあたっては入所決定した保育施設等とご相談ください。なお、保育料は入所日より納入義務が発生します。
ご希望の場合は、あらかじめこども政策課へお知らせください。ただし、年度当初（4月1日の復職など）や行事等と重なる場合はご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
※『ならし保育』とは育児休業期間終了時に、新規に保育施設等に入所する児童について、集団保育への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育のこと。

問12、上の子は幼稚園に通っていますが、下の子だけの申込はできますか？
回答 できます。

問13、2人きょうだいで上の子だけ保育施設等に入所させて、下の子は自宅等で保育することはできますか？
回答 できません。下のお子さまを保育できる場合、「保育を必要とする事由」に該当しないと判断されます。そのため、保育施設等を入所希望の場合は、きょうだい2人とも申込が必要です。ただし、入所要件がお子さまの発達支援の場合は除きます。

問14、転入予定です、申込はできますか？
回答 できます。四條畷市の用紙にてご準備の上、こども政策課にご提出ください（郵送可）。
保育施設等利用申込書等の必要書類以外に、土地売買契約書又は賃貸契約書の写しを添付してください。また、入所日の前日までに四條畷市へ転入する必要があります。

問15、各保育施設等の入所状況はわかりますか？
回答 市ホームページにて「保育施設等入園状況」を公表していますので参考にしてください。
※空きがある場合でも、施設の受け入れ態勢等により必ず入所できるわけではありませんのでご注意ください。

問16、空きのない保育施設等を希望することはできますか？
回答 できます。申込の時点で空きがなくても、選考までに空きが発生することがあります。空き状況にかかわらず、利用したい保育施設等から希望順にご記入ください。

問17、希望する保育施設等を見学したほうがいいですか？

回答 施設によって、保育方針、行事、必要な費用などに違いがあります。事前に見学し、お子さまやご家庭に合った施設を希望されることをお勧めします。見学は、直接施設に連絡してください。

問18、待機児童が少ない保育施設等を第1希望にした方が、入所しやすいですか？

回答 希望者の点数や在所児童の退所による空きの有無等が影響しますが、入所しやすい傾向にあります。また、同点の場合には施設の希望順位が高い方を優先します。

問19、第5希望まで記入した方が良いですか？

回答 希望施設を多くすると、選考対象になる施設が多くなり内定する可能性が高くなることは事実ですが、入所が決定しても通えない施設は希望しないようにしてください。(内定を辞退された場合は、問22のとおり、同年度内は調整指数表により減点します。また同点の場合の順位表に影響します。)

問20、複数の保育施設等を希望する場合、どのように選考されますか？入所できないことはありますか？

回答 選考は点数の高い児童から順に行います。希望する保育施設等に複数内定できる場合には、希望順位の高い保育施設等に内定します。第1希望の保育施設等のお子さまの年齢のクラスに空きがない場合は第2希望の保育施設等で、第2希望の保育施設等にも空きがない場合は第3希望の保育施設等で、以下順次繰り返させていただくことになり、希望保育施設等すべてに空きがない場合はお待ちいただくこととなりますのでご了承ください。

問21、市外の保育施設等を希望できますか？

回答 勤務地や勤務時間の都合で市外の保育施設等を希望する場合、四條畷市から相手市区町村への委託依頼が必要ですので、手続き等についてはご相談ください。なお、保育料は四條畷市の保育料徴収基準表により決定します。入所期間は、入所した年度末(3月末)までとなりますので、毎年申込が必要です。なお、前年度に入所できていても、相手市区町村に待機児童がいる場合など、継続して入所できないことがあります。

問22、入所内定を辞退したらどうなりますか？

回答 調整指数表により、同年度内に限り、マイナス2点の指数を適用します。また同点の場合の順位表に影響します。入所内定を辞退するということは、保育の必要性が低いと判断できるためです。入所希望日、希望施設をよくご確認のうえ申込をしてください。

